

「ケータイ歯科手帳®」 サービス利用約款

- 第 1 章 総則
- 第 1 条 (目的)
- この利用約款（以下、「利用契約」という）は、特別な設備や専用回線を用意することなく一般インターネット回線を利用することで、患者に対し携帯電話を利用した治療記録を閲覧ならびに患者等へのメール配信などを行えるシステム「ケータイ歯科手帳®」（以下、「本サービス」という）の利用、及び提供について、ケータイ歯科手帳運営事務局（以下、「弊社」という）が定めるもので、契約者は本サービスの利用申込時に本サービスの利用規約（以下、「本約款」という）の各条項に同意したものとします。
- 第 2 条 (定義)
- 本約款において、次の用語は各号の意味で使用します。
1. 契約者 弊社と利用契約を締結している者（契約時に登録された法人または個人）
 2. 管理責任者 契約者より指名され、代表して本サービスの管理運営にあたる者
 3. ケータイ歯科手帳® 弊社が利用申込に基づきサービス提供を行う携帯電話を利用した治療記録閲覧並びにメール配信を行う為のASP（アプリケーションサービスプロバイダー）サービスを提供するハード機器およびソフトウェアの一切をいう。（以下、「本システム」という）
 4. 利用者 本システムに携帯電話を利用して登録を行う、患者などを言う。
 5. 治療記録 本システムを用いて、契約者が登録を行う患者の記録。
 6. 契約者ID 契約者単位で発行する、本サービスを利用するためのID
 7. 契約者パスワード 契約者単位で発行する、本サービスを利用するためのパスワード
 8. 基本利用料金 別途契約時に定める月額利用料金とし、サービス内容ごとに異なるものとする。
 9. 利用承諾書 契約者に対して本サービスの利用の証として、提出される書面
- 第 3 章 (契約の単位)
- 第 3 条 本サービスは、契約者ID毎に契約者と利用契約を締結します。
- 第 4 条 (約款の適用)
- 第 4 条 利用契約は、本サービスの利用に関し、弊社及び本契約約款第 2 条（定義）に定義する契約者、管理責任者及び利用者に適用されるものとします。
- 第 5 条 (契約約款の変更)
- 第 5 条 弊社は、本契約約款を契約者に対する通知により、変更することが出来るものとします。この場合、変更日以降の料金その他の提供条件は、変更後の本サービス契約約款によりします。
- 第 6 条 (最低利用期間)
- 第 6 条 本サービスの提供は、課金開始月から起算して 12 ヶ月を最低利用期間とします。
- 第 7 章 (サービスの種類)
- 第 7 条 (サービスの種類及び内容)
- 第 7 条 弊社は別表に定める本サービスの基本サービス及びオプションサービスを提供します。
- 第 8 章 利用申込等
- 第 8 条 (利用申込)
- 第 8 条 利用契約の申込（以下「利用申込」という）をされようとする方は、本契約約款を確認・同意した上で、弊社所定の手続きに従って利用申込をするものとします。
- 第 9 条 (利用契約の成立等)
- 第 9 条 利用申込をする場合は、弊社所定のご利用申込書を弊社に郵送あるいはFAXして頂くものとします。
- 第 10 条 (契約事項の変更等)
- 第 10 条 契約者は、利用申込の内容を変更しようとするときは、弊社が別に定める書面により、弊社に届け出てください。
- 第 11 条 (権利譲渡・再販の禁止)
- 第 11 条 契約者は、本契約約款に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係るいかなる権利も第三者に譲渡及び再販することとは出来ません。
- 第 12 条 (契約者の地位の継承・法人の場合)
- 第 12 条 契約者である法人の合併による地位の承継があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を弊社に通知してください。
- 第 13 条 (氏名等の変更)
- 第 13 条 契約者は、その氏名若しくは商号代表者又は住所に変更があったときは、速やかに書面で弊社に届け出ください。
- 第 14 条 (ID 及びパスワードの管理)
- 第 14 条 管理責任者は、第 9 条（利用契約の成立など）第 2 項により通知される契約者ID及び契約者パスワード、並びに払い出しを行ったすべてのID及びパスワードの管理責任を負うものとし、弊社は通知後のID及びパスワードの管理について一切の責任を負いません。
- 第 15 条 (非常時における利用の制限)
- 第 15 条 弊社、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又は中止する措置をとることがあります。
- 第 16 条 (提供の中止)
- 第 16 条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
1. インターネットデータセンターの電気通信設備の保守又は工工事上やむを得ないとき。
 2. インターネットデータセンター内で定期的に実施する本システムに関する保守・更新作業及びバックアップ作業を実施するとき。
 3. 第 1 種、第 2 種電気通信事業者（インターネットサービスプロバイダーを含む）及びインターネットデータセンターが電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。
 4. 弊社、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、原則としてその 7 日前までに、その理由及び実施期間を弊社が定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 5. 弊社が、第 1 項第 3 号の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由及び実施期間を弊社が定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急をやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 第 6 章 提供の停止
- 第 17 条 (提供の停止)
- 第 17 条 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することがあります。
1. 本サービスの料金等、割増金又は遅延損害金を請求書に指定した支払期日を経過しても支払われないとき。
 2. 申込、その他の利用契約に係る手続に際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 3. 管理責任者が契約IDなどの管理を怠ったとき、あるいは利用者が第 14 条（ID およびパスワードの管理）第 2 項の義務を怠ったとき。
 4. 全各号に掲げる場合のほか、本契約約款に違反する行為で、弊社の業務遂行又は弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 5. 契約者が支払いを停止したとき。
 6. 契約者について、仮差押え、差押え、民事再生、破産又は会社更生の申立が行われたとき。
- 第 7 章 料金等

- 第 18 条 (料金等)
- 第 18 条 本サービスの利用料金及び関連費用（以下、「料金等」という）は、契約時に定めるところによります。
- 第 19 条 (月額利用料及びそのた利用料の支払い義務)
- 第 19 条 契約者は、本サービスの課金開始月から契約を解除又は終了する月までの間、弊社に本サービスの月額利用料を支払わなければなりません。
- 第 20 条 (料金等の請求及び支払い)
- 第 20 条 弊社は、弊社が定める方法により、本サービスの料金等を契約者に請求します。
- 第 21 条 (契約解除に伴う違約金)
- 第 21 条 契約者は、最低利用期間の満了前に、第 10 条（契約事項の変更等）の規定により提供される本サービスの内容を変更した場合において、契約内容の変更日から最低利用期間満了日までの期間に対応するその差額を、違約金として一括して弊社に支払わなければなりません。
- 第 22 条 (契約解除に伴う違約金)
- 第 22 条 契約者により、最低利用期間満了前に利用契約が解除された場合は（第 25 条（契約者が行う利用契約の解除）第 2 項による解除を除きます。）は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する本サービスの月額利用料の額を、違約金として一括して弊社に支払わなければなりません。
- 第 23 条 (利用不能の場合における料金の精算)
- 第 23 条 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、契約者がその利用契約に係る本サービスを全く利用できない状態が生じ、弊社がそのことを知った時刻から連続して 24 時間以上その状態が継続したときは、その利用することが出来なかった時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に、利用することができなかった本サービスに係る基本利用料金の 30 分の 1 を乗じて得た額を、契約者の請求に基づき減額します。ただし、契約者は当該請求がなされることとなった日から 30 日以内に当該請求を弊社に対し行わなかった場合は、その権利を失うものとします。また、当該請求が 3 万円未満の場合は、利用不能時間と同等の利用期間の延長をもって費用の返却にかえるものとします。
- 第 8 章 契約の解除など
- 第 24 条 (弊社が行う利用契約の解除)
- 第 24 条 弊社は、契約者が第 17 条（提供の停止）の規定により本サービスの提供を停止されてもなお、同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解除することがあります。
- 第 25 条 (契約者が行う利用契約の解除)
- 第 25 条 契約者は、利用解除しようとする、1 ヶ月前までに書面により弊社へ通知することにより、利用契約を解除することが出来ます。
- 第 26 条 (遅延損害金)
- 第 26 条 契約者は、本サービスの料金等又は割増金を請求書に指定する支払日までに支払わないときは、支払日から起算して支払いの日までの期間について、未払額に対し年率 14.5% の割合で計算した額を、遅延損害金として弊社に支払うものとします。
- 第 27 条 (責任範囲)
- 第 27 条 契約者は、弊社の責めに帰すべき事由により生じた契約者及び第三者の損害について、利用契約の月額の利用料金を上限として、弊社に対して損害賠償を請求することが出来ます。
- 第 28 条 (機密保持)
- 第 28 条 弊社は、捜査機関などから適法な手続により情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の遂行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含む）を、第三者に漏らしません。ただし、契約者の事前の承諾があった場合は、この限りではありません。
- 第 29 条 (不具合報告の義務)
- 第 29 条 契約者及び利用者にはシステム若しくはサービスのセキュリティの弱点、又はそれらへの脅威に気づいた場合、若しくは疑いを持った場合は、速やかに弊社へ報告するものとします。
- 第 30 条 (契約者への通知等)
- 第 30 条 本契約約款に基づき弊社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」という。）は、契約者が弊社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
- 第 31 条 (本サービスのサポート)
- 第 31 条 本サービスの利用に関するお問い合わせ先は下記サポート窓口に対応します。
- お問い合わせの場合は、契約者ID、ユーザーIDの確認をさせていただきます。
1. サポートについての一般的な質問及びサポート
e-mail: info@shikatecho.jp
契約者ID、ユーザーID、お名前、法人名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを添えてお送りください
FAX: (077)-532-2418
受付時間: 午前 10 時～12 時 ・ 午後 1 時～17 時（月～金の営業日） *土、日、祝祭日はご利用できません
 2. サーバーの稼働状況・プログラムの不具合におけるサポート
TEL: (077)-575-0340 受付時間: 9 時～17 時
*サーバー稼働状況は、弊社で常時監視しておりますが、不測の際はご連絡ください。
最長 24 時間以内で弊社の可能な範囲で対応致します。
（プログラムの不具合におけるサポート）受付時間: 午前 10 時～12 時 ・ 午後 1 時～17 時（月～金の営業日）
*土、日、祝祭日に賜った不具合内容に関しましては、弊社休業日明け日に対応させていただきます。
また、平日は弊社の可能な限りの即日対応させていただきます。
- 第 32 条 (利用者データ、治療記録データの帰属)
- 第 32 条 本サービスへ登録を行った利用者データは、弊社に帰属し、契約者は、これを承諾するものとします。
- 第 33 条 (本サービス上でのデータ帰属)
- 第 33 条 本サービスを利用し、契約者より登録されたデジタルデータは、契約者に帰属します。ただし、第三者に帰属する著作権、商標権などが存在する場合は、第三者に帰属するものとします。
- 第 34 条 (合意管轄)
- 第 34 条 本契約約款に記載のない事項及び解釈に疑義が生じた事項については都度協議し、円満な解決を図るものとします。
- 本契約約款に、紛争が生じた場合には、大津地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

制定: 平成21年 7月 1日
改定: 以上